年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（東京都担当部会）
令和7年 11 月 14 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの　　　５件

厚生年金保険関係　　　５件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 2500254 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 2500075 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における別表の第１欄に掲げる請求期間①から⑨までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第４欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第１欄に掲げる請求期間①から⑨までの賞与支払年月日における同表の第４欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第１欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第４欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における別表の第１欄に掲げる請求期間④及び⑤の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第５欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第１欄に掲げる請求期間④及び⑤の訂正後の標準賞与額（上記１の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和35年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成22年７月
②　平成22年12月
③　平成23年３月
④　平成23年７月
⑤　平成23年12月
⑥　平成24年３月
⑦　平成24年８月
⑧　平成24年12月
⑨　平成25年３月

年金事務所からの連絡により、Ａ社の請求期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①から⑨までについて、Ａ社から提出された賃金台帳、金融機関から提出された預金取引明細表、同僚の賞与に係る給料支払明細書及び預金通帳並びに同社の事業主の陳述（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に同社から別表の第２欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第３欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑨までの標準賞与額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第４欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間①から⑨までの賞与支払年月日については、賃金台帳等から、それぞれ別表の第１欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑨までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間④及び⑤について、賃金台帳及び預金取引明細表により、請求者はＡ社から、別表の第２欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を、別表の第５欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間④及び⑤の別表の第５欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第４欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第１欄		第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第 75 条本文訂正後の標準賞与額
①	平成 22 年７月 30 日	36 万 4,000 円	36 万 5,000 円	36 万 4,000 円	－
②	平成 22 年 12 月 27 日	55 万 7,000 円	55 万 7,000 円	55 万 7,000 円	－
③	平成 23 年３月 31 日	26 万 7,000 円	26 万 8,000 円	26 万 7,000 円	－
④	平成 23 年７月 26 日	44 万 6,000 円	43 万 7,000 円	43 万 7,000 円	44 万 6,000 円
⑤	平成 23 年 12 月 26 日	55 万 9,000 円	53 万 5,000 円	53 万 5,000 円	55 万 9,000 円
⑥	平成 24 年３月 30 日	26 万 8,000 円	26 万 9,000 円	26 万 8,000 円	－
⑦	平成 24 年８月 24 日	28 万 6,000 円	28 万 6,000 円	28 万 6,000 円	－
⑧	平成 24 年 12 月 27 日	56 万 1,000 円	56 万 1,000 円	56 万 1,000 円	－
⑨	平成 25 年３月 29 日	32 万 3,000 円	32 万 3,000 円	32 万 3,000 円	－

厚生局受付番号　:　関東信越（東京）（受）第 2500283 号
厚生局事案番号　:　関東信越（東京）（厚）第 2500073 号

第１　結論

請求者のＡ社における令和３年６月 28 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和３年６月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和３年６月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　:　男
基礎年金番号　:
生 年 月 日　:　昭和 26 年生
住　　　所　:

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　:　令和３年６月 28 日

Ａ社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された令和３年分賃金台帳及び「Ｂ計算書」により、請求者は、請求期間に同社から 1,840 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和６年９月 17 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 2500284 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 2500076 号

第１　結論

請求者のＡ社における令和３年６月 28 日の標準賞与額を 50 万 1,000 円から 90 万 1,000 円に訂正することが必要である。

令和３年６月 28 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和３年６月 28 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 35 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　令和３年６月 28 日

Ａ社から令和３年６月に賞与が２回(令和３年６月 10 日及び同年６月 28 日)支払われたが、請求期間に係る標準賞与額の一部が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

厚生年金保険被保険者に対して同一月内に２回以上賞与が支払われた場合は、最後の賞与支払日にその月の賞与額を合算する取扱いとされているところ、Ａ社から提出された令和３年分賃金台帳、「2021 年（令和３年）６月 10 日賞与明細書」及び「Ｂ計算書」により、請求者は、請求期間において、同社から、オンライン記録により確認できる標準賞与額 50 万 1,000 円を上回る標準賞与額 90 万 1,000 円に相当する賞与の支払を受け（令和３年６月 10 日に 50 万 1,950 円、同年６月 28 日に 40 万円、合計 90 万 1,950 円）、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和３年６月 28 日に支払った賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和６年９月 17 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、

年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　:　関東信越（東京）（受）第 2500285 号
厚生局事案番号　:　関東信越（東京）（厚）第 2500077 号

第１　結論

請求者のＡ社における令和３年６月 28 日の標準賞与額を 86 万円から 126 万円に訂正することが必要である。

令和３年６月 28 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和３年６月 28 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　:　男
基礎年金番号　:
生　年　月　日　:　昭和 35 年生
住　　　所　:

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　:　令和３年６月 28 日

Ａ社から令和３年６月に賞与が２回(令和３年６月 10 日及び同年６月 28 日)支払われたが、請求期間に係る標準賞与額の一部が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

厚生年金保険被保険者に対して同一月内に２回以上賞与が支払われた場合は、最後の賞与支払日にその月の賞与額を合算する取扱いとされているところ、Ａ社から提出された令和３年分賃金台帳、「2021 年（令和３年）６月 10 日賞与明細書」及び「Ｂ計算書」により、請求者は、請求期間において、同社から、オンライン記録により確認できる標準賞与額 86 万円を上回る標準賞与額 126 万円に相当する賞与の支払を受け（令和３年６月 10 日に 86 万円、同年６月 28 日に 40 万円、合計 126 万円）、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和３年６月 28 日に支払った賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和６年９月 17 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、

年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　:　関東信越（東京）（受）第 2500286 号
厚生局事案番号　:　関東信越（東京）（厚）第 2500074 号

第１　結論

請求者のＡ社における令和３年６月 28 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和３年６月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和３年６月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　:　男
基礎年金番号　:
生 年 月 日　:　昭和 32 年生
住　　　所　:

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　:　令和３年６月 28 日

Ａ社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された令和３年分賃金台帳及び「Ｂ計算書」により、請求者は、請求期間に同社から 997 万 7,400 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和６年９月 17 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。